



プロバイダー契約に潜む危険

接続業者の変更は慎重に！

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

インターネット通信は、プロバイダー（接続業者）と契約することで、その機能が使えるようになります。既に多くの人が利用しており、プロバイダーの数も増えてきました。今年2月に金谷地区で光回線通信サービスが供用されて以降、代理店のセールスに対する苦情や相談が多く寄せられています。今回は、最近の相談が増えてきている契約トラブルの内容と注意点について、ご紹介します。

口頭でも承諾したら契約成立

【事例1】

大手電気機器メーカーの関連を名乗るA社から電話があった。「プロバイダーを当社に変更すれば、使用料金が安くなる」と言われ、A社に切り替えることを口頭で承諾した。1週間後に回線をつなぐことになったので、そのときに契約書を記入・押印して、はじめて契約が成立するものと思った。

念のため、A社を検索してみたら、どうも怪しい業者のようである。まだ押印をしていないので、契約を断りたい。

【事例2】

同じくA社からプロバイダー契約の電話勧誘をされた。A社への変更を了承したところ、その場でパソコンを遠隔操作された。

後日、それまで契約していたB社に確認したら、料金は安くならないことがわかった。電話でA社に解約を申し入れたところ、解約料が5250円掛かると言われたが、支払わなければならないのか。



●ここに注意しましょう
電気通信事業法により、電気通信事業者は特商法の適用除外とされていることから、インターネットサービスの契約については、書面による契約を交わさなくても、口頭の承諾で契約が成立したと見なされます。このため、訪問販売などの被害に対処する「クーリング・オフ制度」も適用されません。

【事例1】のようなときは「契約を解除すること、今後も契約するつもりはないこと」を、書面（郵送の場合は簡易書留）により早急に相手に伝え、解約交渉を行う必要があります。また、【事例2】の場合も、契約が成立しているのに、解約料を請求されれば、支払いの義務が発生します。
今回のような通信サービスを含め、電話勧誘や訪問販売による売買契約は、安易に了承しないように注意が必要です。

●説明を正しく理解しましょう

契約のポイントは「安くなるのか、ならないのか」です。まず業者から、十分な説明を受けるようにしてください。また、専門用語など、分かりにくい内容があるかもしれませんので、インターネット通信に詳しい知人に同席してもらうのもよいでしょう。現在の契約内容を、あらかじめ確認しておくことも大切です。

「どのような仕組みで料金が下がるのか」「将来的に損をしてしまうことはないか」**契約内容を正しく理解してから返答しましょう。**

説明内容に虚偽があるなど、業者の過失を問えるケースもあります。心配なときは、島田市消費生活センターにご相談ください。
☎市民相談係 ☎ 36・7153

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後4時（祝日・プラザおおるり休館日を除く）
ところ／市民相談係（プラザおおるり1階）

登録方法／電話または直接、市民相談係まで（品物の色、形式などもお伝えください）

①譲ります

- ▽机、ベッド、洋服・茶・押入れタンス、スピーカー、加湿器、布団乾燥器、ベビー用品（クーハン）、制服、電子オルガン、ギター、健康器具、介護用パジャマ、電球、植木鉢、つえ、一輪車、砂場、調理器具（ロースター）

②譲ってください

- ▽パソコン机、ロッカー、スチール製戸棚、マッサージ機、洗濯機、窓用エアコン、制服、双子用ベビーカー、トランポウォークジョグ、大正琴、琴、足踏みミシン、猫用ゲージ、自転車、キックボード

※10月15日現在の状況です。詳しくは、市ホームページの一覧表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
 - 値付け可（上限5000円）
 - 譲ってほしい人が運搬
- ☎市民安心課 市民相談係 ☎ 36・7153